

渋谷区文化総合センター大和田 文化ホール利用ガイドライン

令和2年6月8日から当施設が施設利用ガイドライン制定の元再開をしておりますが、催物の開催については、現状の感染状況等に鑑み、11月末日まで収容率および人数上限の緩和が図られることとなりました。

本ガイドラインは、国・東京都の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本事項を示したものです。このガイドラインをご理解いただいた上で、以下の条件を満たすご利用につきましては、収容人数を通常の定員に緩和することとします。収容人数緩和に対する目安は下記リンク②を必ず参照してください。

※本ガイドラインは、政府要請、新型コロナウイルスの感染状況により変更の可能性があります。

※東京都及び公益社団法人全国公立文化施設協会の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに準拠します。

①劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（公益社団法人全国公立文化施設協会）

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf

②11月末までの催物の開催制限等について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

1. 定員数

《ホール》

10/6～11月末まで			
さくらホール		伝承ホール	
<p>大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合 上記リンク②11月末までの催物の開催制限等について の別紙2 の例示に沿って内容を判断致しますので、ご相談ください。</p>			
735名（親子席2、車いす席2含む）		345名（親子席2、車いす席2含む）	
<p>大声での歓声、声援等が想定される場合等</p>			
367名（親子席2、車いす席2含む）		149名（親子席2、車いす席2含む）	
小楽屋3	5名	小楽屋7	6名
小楽屋4	4名	小楽屋8	3名
小楽屋5	4名	中楽屋1	15名
小楽屋6	3名	中楽屋2	8名
大楽屋1	22名		
大楽屋2	22名		
中楽屋1	9名		
小楽屋1	7名		
小楽屋2	7名		

12月以降			
* 現段階で収容人数緩和は想定していません。			
さくらホール		伝承ホール	
367名（親子席2、車いす席2含む）		149名（親子席2、車いす席2含む）	
小楽屋3	4名	小楽屋7	3名
小楽屋4	4名	小楽屋8	3名
小楽屋5	4名	中楽屋2	7名
小楽屋6	2名	中楽屋3	5名
大楽屋1	11名		
大楽屋2	10名		
中楽屋1	6名		
小楽屋1	5名		
小楽屋2	5名		

《練習室》

施設名	定員数 (イス台数)		譜面台 (台)	利用制限
	10/6~11 月末まで	12月以降		
大練習室	70人	35人	20台	※歌唱、朗読、演劇の行為者も マスク着用を徹底してください。 ※吹奏楽器は唾受けのご利用を お願いします。 ※換気時の音出しは控えてくだ さい。 (3密にならないよう注意)
練習室1	6人	3人	6台	
練習室2	6人	3人	6台	
練習室3	30人	15人	15台	
練習室4	20人	8人	10台	

ご利用時の注意事項（ホール、練習室）

- ・3密を避け、常時換気に努めてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的実施してください。
- ・施設の定員数を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施してください。
- ・(練習室のみ) 貸出時に消毒用品をお渡しします。利用前に参加者様の検温の徹底、利用後に机やイスなど、使用した備品の消毒のご協力をお願いします。消毒時間も含めて利用時間内にご返却をお願いします。

2. 利用料金の取り扱い

【ホール施設利用料金】

- ①令和3年3月末までのご利用で、利用制限の為施設利用料金から2割の減免のお手続きをされている方は2通りのご利用が選択できます。
 - 客席定員を制限緩和前の客席数でご利用になる場合、2割減免のままのご利用料金でご利用いただけます。
 - 条件を満たしたうえで客席を収容人数100%でご利用になる場合は、減免された2割のご利用料金の追徴を申し受けます。
- ②12月以降の新規お申込みについては制限緩和が継続されるのか未定となりますため、制限がある状態を考慮したうえでのお申し込みをお願いいたします。令和2年12月以降令和3年3月までのホールのご予約は、2割減免で申請ができます。
- ③令和3年4月からのご予約に関しては現状では客席制限を想定していないため、2割減免でのお申し込みはできません。制限が緩和されない場合には上記のご対応になります。今後の状況次第になりますため、ご了承をお願いします。

【ホール利用取り消しによるご利用料金の還付について】

- ①6/8 以前に申し込まれた令和3年3月末までの予約で、新型コロナウイルスの影響による利用取消は、施設利用料の還付を行います。ご利用日の1か月前までにお手続きをお済ませください。
- ②6/8以降の制限付きでの新規お申し込みは規定通りの還付率となります。

3. 申請手続きについて

①《練習室の利用回数の変更》

- ・再開後から当面の間、月8日のお申込みが可能でしたが、引き続き令和3年3月分まで8回のお申込みができます。

②《変更手続き》

- ・定員数変更に伴う施設の変更は、差額は追徴、還付を行います。
- ・既に変更済の施設（付帯含）も、変更可能です。（1回のみ）
- ・当面の間、利用日当日の変更申請も可能です。変更前の使用承認書を忘れずにお持ちください。

③《取消手続き》

- ・取消申請は当面の間、郵送でも手続き可能です。次の3点をホール事務室にお送りください。
 - ① 施設利用取消届 兼 利用料還付申請書
 - ② 還付金請求書兼口座振替依頼書
 - ③ 使用承認書

④《その他諸注意事項》

- ・ソーシャルディスタンス維持のため、窓口でのお手続き人数を制限する場合がございます。お時間に余裕を持って、手続きにお越しくください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、筆記用具をご持参ください。
- ・窓口お手続きの際は、代表者様もしくは担当者様のみ、最少人数でお越しくください。
- ・本利用ガイドラインに定めなき事項は「利用のご案内」の通りとします。

4. 公演日前後・当日における対策

【公演日前の対策】

(1) 周知・広報

感染予防のため、来場者に対し、以下について事前に周知をしてください。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記症状に該当する者の来場禁止
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

【公演当日の対策】

(1) 来場者の入場時の対応

①以下の場合の、関係者および来場者の入場制限等の対応

- ・発熱があり、検温の結果 37.5℃以上の発熱があった場合
- ・咳・咽頭痛など、「公演日前の対策」の来場禁止に該当する症状がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴および当該在住者との濃厚接触がある場合等

②入場方法による感染予防対策

- ・**マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- ・余裕を持った入場時間等の計画および設定
※券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等をご検討ください。
- ・入場時のチケットもぎり時のマスクや手袋の着用
※来場者が自分で半券を切って箱に入れ、スタッフが目視で確認するといった方式等、もぎりの簡略化の導入もご検討ください。
- ・施設入口に消毒液を設置し、手指消毒の徹底
- ・入場時の行列は、最低1m（できれば2mが目安）の間隔を空けた整列と案内の実施
- ・入待ちの禁止と案内の実施
- ・貸出物（オペラグラス等）の消毒、または消毒が行えない場合の貸出の禁止
- ・配布物（パンフレット・チラシ・アンケート等）の手渡し配布を極力回避
- ・プレゼント、差し入れ等の極力回避

(2) 当日券・物販の取り扱い

チケット窓口や物販の対応は、取扱事業者にも同様の取り組みを要請してください。

- ・対面販売時は、アクリル板やビニールカーテン等により購買者との間を遮蔽
- ・販売スタッフのマスクの着用と、手指消毒の徹底
- ・販売スタッフのユニフォームや衣服のこまめな洗濯

- ・販売時の行列は、最低1m（できれば2mが目安）の間隔を空けた整列と案内の実施
- ・現金を介した接触を減らすため、オンラインチケット販売やキャッシュレス決済を推奨
- ・多くの者が触れる、サンプル品・見本品の取り扱い禁止

（3）公演会場内の感染防止策

接触感染や飛沫感染を防止するため、複合的な予防措置を講じてください。

- ・消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等
- ・感染予防措置がとれる座席の配置対策
 - ※指定席または利用できる座席の指定等
 - ※最前列席は舞台からの距離を確保、席の前後左右を空けた配置、同等の効果を有する措置
- ・公演中の来場者同士の接触を控えていただく案内の実施
- ・来場者と接触するような演出の回避
 - ※声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等
- ・場内における会話を控えていただく案内の実施
- ・余裕を持った休憩時間の設定などによる混雑緩和の対策
 - ※トイレや物販などの混雑の緩和に努めてください。

（4）公演関係者の感染防止策

- ・公演に必要な最小限度の人数による運営
- ・来場者と同条件の来館制限等の対応
 - ※上記「(1)来場者の入場時の対応①関係者および来場者の入場制限」と同条件
- ・公演主催者による、従事者の緊急連絡先や勤務状況の把握
- ・表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用、出演者間の間隔確保の依頼
- ・公演前後の手指消毒の徹底
- ・楽屋等での飲食時は、使い捨ての紙皿やコップを使用
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限
- ・仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間を防止
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずる
- ・楽屋、控室でもマスクを着用し、定期的に換気をしてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。

（5）感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・速やかに別室へ隔離
- ・対応スタッフは、マスクや手袋の着用を徹底
- ・速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける

（6）来場者の退場時の対応

- ・余裕を持った退場時間等の計画および設定

※券種やゾーンごとの時間差での退場、余裕のある時間設定等をご検討ください。

- ・出待ちや面会等は控えるような案内の実施

(7) その他・公演後の対策

- ・公演ごとに、可能な範囲で来場者の把握と、名簿の作成と保存（氏名・緊急連絡先）

- ・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関への協力および情報提供

※個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。

事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること

（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）

以上